

1.職員の任免および職員数に関する状況

(1)職員の任用状況(採用試験による平成25年度中の採用者数)

一般事務:23人
保健師:1人
保育士:8人

(2)職員の退職者数(平成25年度中)

定年退職:23人
早期退職:6人
普通退職:8人
その他:3人

(3)部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

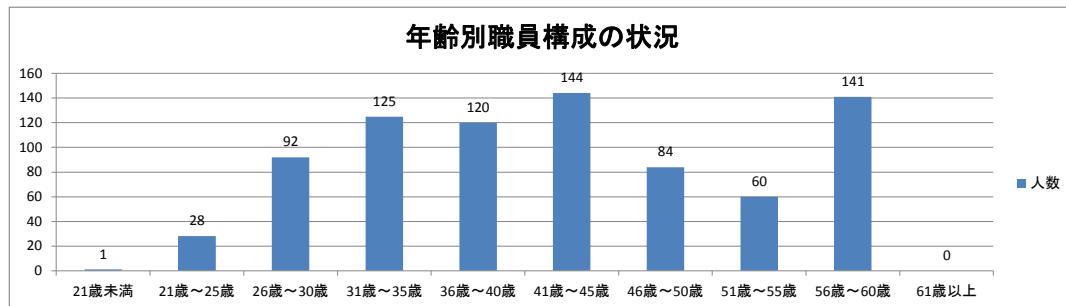
部門別職員数の状況と主な増減理由一覧

区分	部門	平成25年度	平成26年度	対前年増減数 (無印は増、▲は減)
一般行政	議会、総務、税務、民生、衛生、労働、農林、商工、土木	574人	577人	3人
一般行政以外	教育	135人	135人	0人
普通会計 合計		709人	712人	3人
公営企業等会計等	水道、下水道	47人	44人	▲3人
	その他	38人	39人	1人
公営企業等会計 合計		85人	83人	▲2人
合計		794人 [828]人	795人 [828]人	1人

(注)

職員数は、一般職に属する職員数であり、市長、副市長、特別地方公共団体への派遣職員は含みません。
[]内は、条例定数の合計です。

(4)年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



年齢別職員構成一覧表

区分	職員数
21歳未満	1人
21歳～25歳	28人
26歳～30歳	92人
31歳～35歳	125人
36歳～40歳	120人
41歳～45歳	144人
46歳～50歳	84人
51歳～55歳	60人
56歳～60歳	141人
61歳以上	0人
計	795人

(5)定員適正化計画の数値目標および進捗状況(平成25年4月1日現在)

定員適正化数値目標

平成24年4月1日職員数：813人
平成28年4月1日職員数：784人
純減数：29人
純減率：3.6%

定員適正化計画の年次別目標 (各年4月1日現在)

定員適正化計画の年次別目標一覧

期日	目標	実績
平成24年4月1日	813人	812人
平成25年4月1日	803人	795人
平成26年4月1日	801人	795人
平成27年4月1日	795人	-人
平成28年4月1日	784人	-人

(注)職員数実績欄の平成24年及び平成25年度には、栃木県からの派遣職員を1人含みます。

2.職員の給与などの状況

総括

(1)人件費の状況(普通会計決算)(注1)

人件費の状況一覧表

区分	平成24年度
住民基本台帳人口 (平成25年3月31日現在)	118,761人
歳出額(A)	42,294,946千円
実質収支	2,198,884千円
人件費(B)	6,424,003千円
人件費率(B÷A)	15.19%
(参考)平成23年度の人件費率	15.20%

(注)

普通会計とは、「地方財政状況調査」の区分による普通会計に属する予算です。

(2)職員給与費の状況(一般会計予算)

職員給与費の状況一覧表

区分	平成26年度
職員数(A)	732人
給料(1)	2,737,509千円
職員手当(2)	590,352千円
期末勤勉手当(3)	996,308千円
給与費(1+2+3)(B)	4,324,169千円
1人当たりの給与額(B÷A)	5,907千円

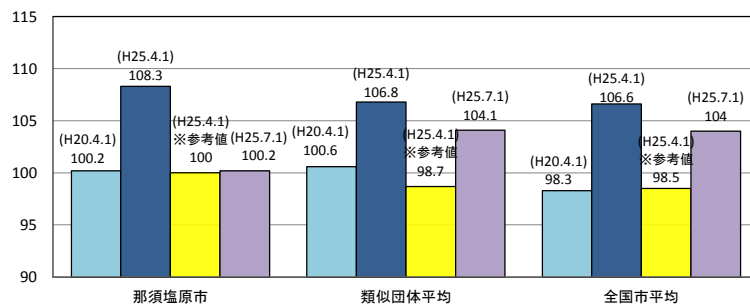
(注)

- 職員手当には退職手当を含みません。
- 給与費は当初予算に計上された額です。

(3)特記事項

平成17年1月1日合併

(4)ラスパイレ指数の状況(各年4月1日現在)



(注)

- ラスパイレ指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレ指数を単純平均したものです。
- 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

職員の平均給与月額、初任給などの状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

一般行政職の状況表

区分	那須塩原市
平均年齢	41.9 歳
平均給料月額	323,000 円
平均給与月額	392,800 円

技能労務職の状況表

区分	那須塩原市
平均年齢	49.6 歳
平均給料月額	318,800 円
平均給与月額	343,500 円

(注)

- 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

那須塩原市の職員の初任給の状況表

区分	初任給	2年後の給料
一般行政職 大学卒	172,200 円	185,800 円
一般行政職 高校卒	144,500 円	155,700 円
技能労務職 高校卒	137,200 円	146,700 円
技能労務職 中学卒	129,200 円	137,200 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況表

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職 大学卒	258,361 円	315,971 円	369,380 円
一般行政職 高校卒	218,600 円	263,900 円	326,500 円
技能労務職 高校卒	— 円	— 円	268,200 円
技能労務職 中学卒	— 円	— 円	— 円

(注)

- 1 一般行政職高校卒10年は該当する職員がいないため、参考値です。
- 2 技能労務職高校卒及び中学卒には、15年以下の職員がいません。

一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成26年4月1日現在)

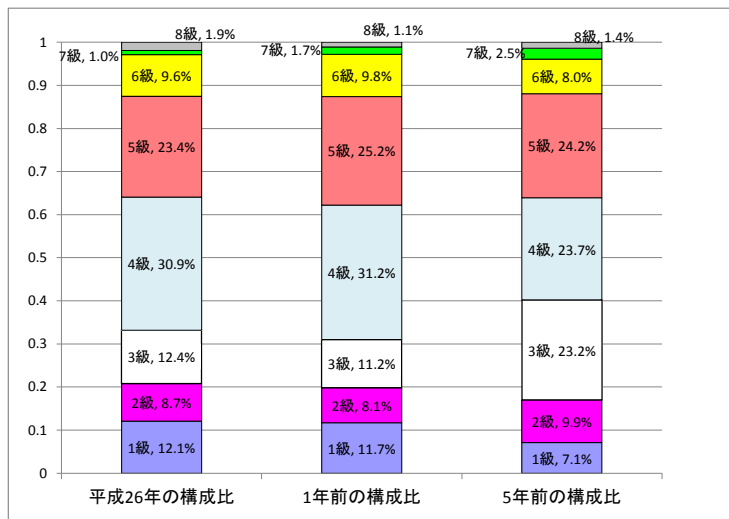
一般行政職の級別職員数一覧表

区分	職名	職員数	構成比
8級	参事	10人	1.9%
7級	参事 困難な業務を分掌する副参事	5人	1.0%
6級	副参事 困難な業務を分掌する主幹	50人	9.6%
5級	主幹 副主幹	121人	23.4%
4級	主査	160人	30.9%
3級	主任	64人	12.4%
2級	困難な業務を分掌する主事、技師、保健師、 看護師、准看護師、保育士、管理栄養士	45人	8.7%
1級	主事、技師、保健師、看護師、准看護師、 保育士、管理栄養士	63人	12.1%

(注)

那須塩原市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

一般行政職の級別職員数の棒グラフ



職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(平成25年度支給割合)

那須塩原市の期末手当・勤勉手当

時期	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225 月分	0.675 月分
12月期	1.375 月分	0.675 月分
合計	2.6 月分	1.35 月分

加算措置の状況

職制上の段階、職務の級等による加算措置

役職加算 5%から20%

(2)退職手当(平成26年4月1日現在)

那須塩原市の退職手当一覧表

区 分	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) 1人当たり平均支給額	8,591 千円	23,707 千円

(注)
退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した一般職に係る職員に支給された平均額です。

(3)調整手当(平成26年4月1日現在)

調整手当の支給はありません。

(4)特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)

803 千円

支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)

12,944 円

職員全体に占める手当支給職員の割合(平成24年度)

8.5 %

手当の種類(手当数)

6

特殊勤務手当一覧表

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
動産差押及び強制執行業務手当	市税徴収に従事する職員	動産差押又は強制執行	日額 500 円
感染症予防手当	保健業務従事職員	感染症の予防若しくはまん延防止のための消毒作業又は感染症患者の療養指導	日額 500 円
行旅死亡人等の収容作業手当	福祉事務所に勤務する職員	行旅病人の収容作業	日額 1,000 円
	福祉事務所に勤務する職員	行旅死亡人の収容作業	1回 6,500 円
ごみ収集作業手当	那須塩原クリーンセンターに勤務する職員	粗大ごみの収集作業	日額 500 円
	不法投棄物の回収作業に従事する職員	不法投棄物の回収作業	日額 500 円
危険不快作業手当	高所深所での不安定な箇所での作業に従事する職員	高所深所での不安定な箇所での作業	日額 500 円
	夜間の除雪、災害予防作業等に従事する職員	夜間の除雪、災害予防作業	日額 500 円
	那須塩原クリーンセンターに勤務する職員	野犬猫、有害鳥獣等の捕獲又は死体処理	日額 500 円
非常災害業務手当	災害本部が設置された場合に、災害現場において救護又は復旧に従事する職員	災害現場における救護又は復旧	市長が別に定める額

(5)時間外及び休日勤務手当

時間外及び休日勤務手当一覧表

支給実績	職員1人当たり平均支給年額
(平成24年度決算) 238,142 千円	(平成24年度決算) 328 千円

(6)その他の手当(平成26年4月1日現在)

その他の手当表

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)
扶養手当	配偶者 月額 13,000円 配偶者以外 月額 6,500円 満15歳に達する日後の最初の4月1日から、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子は、月額 5,000円加算	異 扶養する子のうち、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子には、月額500円加算	67,786 千円	210,515 円
住居手当	借家、借間 月額27,000円以内	同	29,058 千円	269,058 円
通勤手当	交通機関利用 月額55,000円以下について運賃額相当 交通用具利用 通勤距離に応じ月額2,000円～24,500円	異 通勤距離の区分	41,591 千円	69,202 円
管理職手当	部長、事務局長 76,000円 支所長 68,000円 参事 62,000円 課長 58,000円 施設長 40,000円	異 手当額	76,205 千円	586,193 円
宿日直手当	宿日直勤務 1回 4,200円	同	2,171 千円	6,386 円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員 世帯主で扶養あり 月額 17,800円 世帯主で扶養無し 月額 10,200円 上記以外 月額 7,360円	同	3,807 千円	53,620 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が緊急に週休日、休日に勤務したとき	同	0 千円	0 円

3.特別職の報酬などの状況

特別職の報酬一覧表(平成26年4月1日現在)

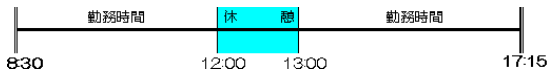
報酬内容	区分	給料月額等
給料	市長	672,000 円 (※1) 960,000 円
給料	副市長	641,750 円 (※1) 755,000 円
報酬	議長	480,000 円
報酬	副議長	390,000 円
報酬	議員	355,000 円
期末手当	市長	(平成25年度支給割合)2.95月分
期末手当	副市長	(平成25年度支給割合)2.95月分
期末手当	議長	(平成25年度支給割合)2.95月分
期末手当	副議長	(平成25年度支給割合)2.95月分
期末手当	議員	(平成25年度支給割合)2.95月分
退職手当	市長	(算定方式)給料月額×100分の42×在職月数(※2) (支給時期)任期ごとに支給
退職手当	副市長	(算定方式)給料月額×100分の25×在職月数 (支給時期)任期ごとに支給

(注)

(※1)減額措置を行う前の給料月額です。
(※2)退職時の給料月額は1円となります。

4.勤務時間の状況

(平成26年4月1日現在)



勤務時間: 7時間45分勤務(午前8時30分から午後5時15分まで)
休憩: 正午から午後1時まで

5.休暇の状況

(1) 年次有給休暇取得状況(平成25年度)

平均取得日数: 11.5日

市長部局の一般職に属する職員(中途退職者、育児休業取得者などを除く)

(2) 休暇の種類

年次有給休暇

一年度につき20日間与えられる休暇(前年度からの繰り越しを含めて、一年度につき40日間を限度)

病欠休暇

疾病・負傷で療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇(期間は90日以内)

特別休暇

結婚、出産、ボランティア、忌引、夏季休暇など特別の事由により勤務しないことが相当と認められる場合の休暇(期間はそれぞれ条例で定められた日数、期間)

介護休暇

配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護のために勤務しないことが相当と認められる場合の休暇(期間はそれぞれ条例で定められた日数、期間)

組合休暇

労働組合の業務または活動に従事するために認められる休暇(期間は1年につき30日以内)

(3) 育児休業および介護休暇の取得状況(平成25年度中に新たに取得したもの)

育児休業	介護休暇
女性職員: 13人	女性職員: 1人
男性職員: 0人	男性職員: 0人

6.職員の分限状況および懲戒処分の状況

(1) 分限処分(平成25年度)

分限処分の状況

休職: 5人

公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の目的から、地方公務員法の規定に基づき、職員に対し降任、免職および休職の処分を行うものです。

(2) 懲戒処分(平成25年度)

懲戒処分の状況

戒告: 1人

職員の執行上の義務違反や全体の奉仕者としてのふさわしくない非行があった場合、地方公務員法の規定に基づき、職員に対し戒告、減給、停職および免職の処分を行うものです。

7.営利企業などの従事の状況

平成25年度中の許可件数は、下表のとおりです。

営利企業などの従事一覧表

区分	件数
機能別消防団員	4件
その他	4件
計	8件

8.職員の研修の実施状況

平成25年度中の受講件数は、下表のとおりです。

職員の研修の実施状況一覧表

区 分	受講人数
那須地区広域行政事務組合による共同研修	358 人
栃木県市町村振興協会研修	85 人
日本経営協会研修	20 人
市町村アカデミー研修	5 人
県合同研修	3 人
市単独研修	174 人
計	645 人

9.職員の福祉および利益の保護の状況

(1)職員の健康の保持増進対策(平成25年度受診者数)

平成25年度の健康診断等受診者数

区 分	対象者	受診者数等
定期健康診断	全職員(臨時職員含む)	541 人
人間ドック	30歳以上の職員	465 人
脳健診	全職員	312 人
メンタルヘルスカウンセリング	全職員	84 人
メンタルヘルス研修会	全職員	77 人

(2)災害補償の実施状況

地方公務員災害補償基金に加入しており、平成25年度中6件が公務災害として認定されています。

10.勤務状況に関する措置の要求の状況

平成25年度中に新たな措置要求はありませんでした。

地方公務員法で職員は、給与、勤務時間、その他の勤務条件に関し、公平委員会に市から適当な措置が執られるべきことを要求することができることになっています。

11.不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成25年度中に新たな不服申し立てはありませんでした。

地方公務員法で職員は、その意に反して不利益な処分を受けた場合、公平委員会に不服申し立て(審査請求または異議申し立て)をすることができることになっています。

12.職員からの苦情処理の状況

平成25年度中に1件の苦情処理がありました。

那須塩原市職員の苦情相談に関する要綱に基づいて相談がなされ、処理したものです。